

第V章 公共施設編

1. 公共施設デザインの考え方

(1) 景観形成における公共施設の役割

藤沢市内で行われる公共事業は、公園、道路、河川、橋梁、下水道など公共施設の整備や公共建築物の建設など多分野にわたっています。これらは市民の生活の中で日常的に利用されるものも多く、「住み続けたい わがまち藤沢」の骨格としての景観づくりの先導的役割を担っていきます。また、本市の景観計画の基本目標を達成していく上で、次のような役割を担っていくものです。

基本目標	公共施設の役割
1 都市の拠点、緑や水の骨格で地域をつなげる景観づくり	生活環境の骨格を形成する 5つのベルトや3つのゾーンを構成する公共施設において、地域間につながりをもたらす、また拠点のシンボル性を高める役割
2 地域の成り立ちや特色を大切にされた生活環境の景観づくり	地域のコミュニティの核を形成する 地域の生活活動の拠点となるコミュニティ施設や公園、道路、河川等の公共施設において、それぞれの性格づけや地域特性に応じた整備により、生活環境のまとまりを創出する役割
3 多彩な景観資源を活かし、地域の魅力を高める景観づくり	地域の個性を活かしつつ、新たなストックをつくる 周辺の景観資源をつなぐもの、又は景観資源そのものとして、それぞれの公共施設のデザインの質の向上により、生活環境や藤沢全体のイメージを維持・向上させる役割
4 空間・時間・人間（ひと）をつなぐ感性によるまち並みづくり	空間・時間・人間（ひと）のつながりを先導的に表現する それぞれの公共施設整備において、通りや隣接地等との空間の関係性、地域の歴史の保全や掘り起こし、地域内のネットワークづくりなどに寄与し、地域の景観形成を先導する役割
5 市民・事業者が身近な場所から取り組み、主体的に展開する景観づくり	地域の景観まちづくりへの参加機会となる 公共施設整備における市民・事業者の参加、地域の景観づくり活動の場（美化活動等）としての景観まちづくりへの参加の機会を創出する役割

(2) 類型別公共施設の景観形成の基本的な考え方

本市の景観形成における行政の先導的役割を効果的に発揮する施策の一つとして、特に重要な施設や地区の公共事業については、事業主体との連動や、市民、事業者の協力を得ながら、藤沢らしい都市景観要素にふさわしい形態やデザインなどを目指して進めていきます。

対象施設		取り組みの基本的考え方	
関連する景観10類型	水	みずとみどりの基幹軸	引地川や境川などの河川景観の形成のために、連続性を持って川沿いの緑を守り、育て、つくりあげていく。
		親水機能の導入	整備にあたっては他の公共団体の協力を得て、護岸や防潮堤などの構造物の形態やデザインを工夫する。
		橋のデザイン	整備にあたっては生活環境の一部としてそれぞれの地区にふさわしい橋のデザインとする。
		海岸や川沿いのうるおいのある空間の確保	管理道路や、市民、事業者及び他の公共団体の協力によって確保した用地を含めてうるおいのある空間の拡大を図る。
		生活環境と密接な小河川や水路、池沼の尊重	小河川や水路、池沼など市民の日常生活に身近な水辺を都市景観の中に活かし、より親しみのもてる水辺景観を形成する。
	道	歩行者プロムナード	商店街のモール、川沿いや緑地・住宅地内の遊歩道などを守り、育て、つくりあげていく。
		その他の歩行者空間	歩道の拡幅や、舗装、緑化、サインの整備等を進めて、より安全で快適な道路景観をつくる。
		幹線道路等	幹線道路や自動車専用道路は、その形態、デザイン及び色彩などへの配慮と緑化の推進を目指す。 架空線の地中化や、歩道橋やサイン等のデザインの工夫を他の公共団体の協力を得ながら進める。
	緑	施設緑地	公園や広場、街路樹などを市民、事業者や他の公共団体の協力を得て守り、育て、つくりあげていく。
		斜面緑地、農地	貴重な都市の緑を保全するため、他事業や他の施策と連携して守り育てていく。
街	公共建築物	地域の特性や文化を踏まえ、市民に親しまれる形態やデザイン、色彩などをもったものとする。 市民に開放された広場や緑地の確保、周辺との連続性に配慮した境界領域の演出を目指す。 歴史的建造物の公共的活用、復元利用などを進めるとともに、新たに建設される公共施設なども地域のシンボルになることを目指す。	
公共サイン等	公共サインはその性格や対象地域に応じ、全市又は地域イメージとの調和や、一体的なイメージの創出に資するものとしていく。 地区整備において、アート、ストリートファニチュアなどを都市景観にうるおいを与える要素、又、地域イメージの向上に資するものとして活用していく。 また、単体の公共施設整備においても、地区の実情に応じてアート、ストリートファニチュアを取り込むなど、その地区の都市景観形成を先導していく公共施設整備の役割を高めることを目指す。		

(3) 段階別公共施設の景観整備の基本的な考え方

市内における公共施設の計画、設計、維持・管理に係るデザイン指針を以下に示し、各事業を進める上での手ごかりやデザインに係る各協議における基本事項とします。

	デザイン指針	
①計画段階	機能・安全性と親しみやすさ・快適さ・美しさの両立を目指す	<ul style="list-style-type: none"> 各施設部門上の位置づけ・機能に応じて適切に親しみやすさ・快適さ・美しさ等のデザインイメージを設定する。
	周辺の景観を意識した計画とし、地域の特性を活かす	<ul style="list-style-type: none"> 自然的特徴や土地利用、生活との関わりを把握し、それらにふさわしいデザインの方向性を検討する。 地域や当該敷地の歴史的特性を把握し、これらとの調和や、歴史的特性の継承の方法を検討する。 空間の構成状況を把握し、地域のスケール(通りの幅員、まち並みの高さやボリューム等)、地域の基調となっている植栽や建築物、外構等の意匠と調和した計画とする。
	人々の理解と参画を図る	<ul style="list-style-type: none"> 施設の性格に応じ、利用者、地域住民等の意見収集機会の創出等、市民の参画を図る。
②設計段階	【機能との関係】 機能的必然からデザインを考える	<ul style="list-style-type: none"> 形態や素材は機能性・安全性と親しみやすさや快適さ・美しさの両立を図る。 インフラ施設はまち並みを引き立て、過剰なデザインとならないようシンプルでベーシックなデザインを心がける。 公共建築物はランドマークとしてのシンボル性や地域アイデンティティの表現を意識しつつ、デザイン過剰とならないよう配慮する。 整備費だけでなく維持・管理経費や手間も考慮する。
	【自然との関係】 自然を活かしたデザインでまちにうるおいをあたえる	<ul style="list-style-type: none"> 緑を見せる、つなげる。 水辺を身近なものとする。 様々な生物の生息環境を保全・育成する。 空の広がり、自然の光や風など感じさせる。
	【都市活動との関係】 利用者の快適性を重視する	<ul style="list-style-type: none"> 車の円滑な流れと歩行者の利便性・快適性を確保する。 社会的弱者に配慮する。 周辺の公共施設、民地と一体的に考える。 住民の利用形態に合わせ、多目的利用を図る。
	【生活感覚との関係】 愛着と誇りを生む公共施設を目指す	<ul style="list-style-type: none"> 生活の中のシンボルを大切にす。 色・素材の周辺環境との調和やエイジング(経年変化)に配慮する。 地域の景観資源を活かし、ネットワークをつくる。
	【空間との関係】 地域の景観形成を先導する	<ul style="list-style-type: none"> 部分と全体の調和を図る。 建造物のスケールや形態を周囲になじませる。 周辺にふさわしい安全で印象的な夜景を演出する。
③維持管理段階	計画的な管理・改修を行い、使い方を秩序づける	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な管理・改修を行う。 使い方のマナーを築く。 管理者、利用者で維持管理組織をつくる。特に利用者を主体とした組織づくりにより、よりきめ細やかな管理や使い勝手の向上を図る。

2. 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項

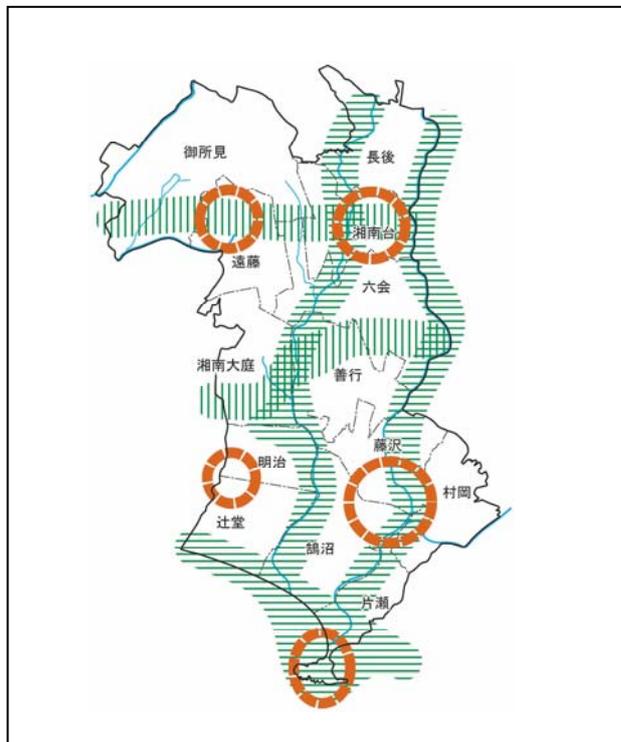
(1) 景観重要公共施設の指定の考え方

景観重要公共施設は、藤沢市全域と地区の景観形成やまち並み形成を進める上で、特に重要な景観資源として位置づけられます。このため、次の視点により、景観法に定める景観重要公共施設の指定（景観法第8条第2項第5号ロ、ハ）に向けて、公共施設管理者との協議を進めていきます。

- ①全市：景観構造を構成している道路や河川、海岸等
- ②地区：地域の景観形成を進める上で重要な道路や公園等

対象施設		協議の方法
公共施設全体	・公共建築物（官公庁施設、文化・コミュニティ施設等）	・民間施設の届出等と同様の手続きによる協議（通知）
景観重要公共施設の対象（特定公共施設）	・道路 ・河川 ・都市公園 ・海岸 ・港湾 等	・指定による協議 ・整備に関する事項及び許可の基準の作成

5つのベルトと5つのゾーン（参考図）



(2) 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方

景観重要公共施設は、その施設の事業の実施状況や今後の事業化の見通しなどに応じた整備が求められます。そのため、事業の実施状況別に、周辺と一体的な景観形成が必要になります。

①既に事業が実施されている施設

- ・現在のデザインを維持することを基本とする。(改善が望まれているものを除く。)
- ・補修・改修や通常の管理(色の塗り替え等)においても、既存のものと同等の色彩やデザインとする。
- ・ただし、社会的に求められる機能的なニーズや材質の技術的向上を踏まえ、適時、適切な素材、仕様への変更を検討する。その場合も色彩等、既存のものと調和したものとなるよう検討する。

②今後整備が予定されている施設

- ・景観特性や場所性に応じた色彩基準を検討する。
- ・植栽を施す際は、その維持管理、季節感、施設イメージや場のイメージに配慮する。
- ・地域の特性に応じて、市民活動の場としての整備を行うよう努める。
- ・沿道や周辺においてまち並み誘導が検討されている場合は、一体的な整備を行うよう努める。

③整備の予定がない施設

- ・補修・改修時に、景観阻害要素を徐々に除去又は改善する。
- ・改善の際は、デザイン・色彩に統一感や系統性をもたせ、過剰なデザインを避ける。

(3) 占用許可に関する基本的な考え方

占用許可の対象となる施設のデザインは、公共空間の整備デザインや隣接する景観と調和を図る必要があります。

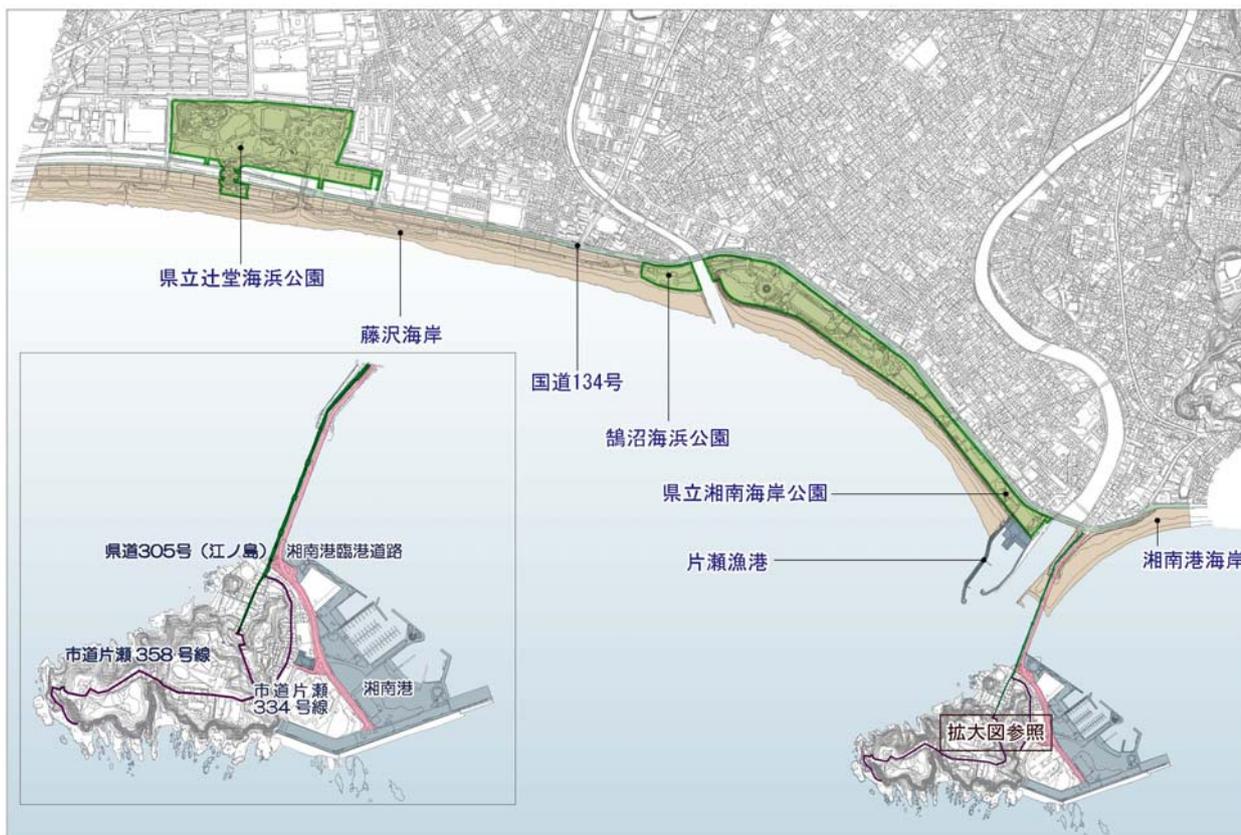
①公共空間整備の一環となる占用物件等

- ・電線類地中化に伴う分電盤等は、その他の道路内施設と調和した色彩とするとともに、植栽等により修景するか、又は道路景観に影響しない位置に設置するよう努める。
- ・公共空間内に設置されるサインは、周辺のまち並みと調和したものとし、地域や公共施設の区域内で系統だったデザインとする。

②民間の占用物件

- ・配置は、主要な場所からの眺望や景観のシーケンス(連続性)等に配慮する。
- ・色彩や素材は、道路の仕上げや沿道の建築物等と調和し、美しい経年変化に配慮したものとする。

(4) 景観重要公共施設 位置図



区 域	対 象 施 設
湘南海岸周辺	国道134号 湘南海岸公園（県立湘南海岸公園、鶴沼海浜公園、県立辻堂海浜公園） 藤沢海岸（藤沢海岸、湘南港海岸、国道134号自転車歩行者専用道路） 片瀬漁港
江の島	湘南港 湘南港臨港道路 県道305号（江ノ島） 市道片瀬334号線 市道片瀬358号線

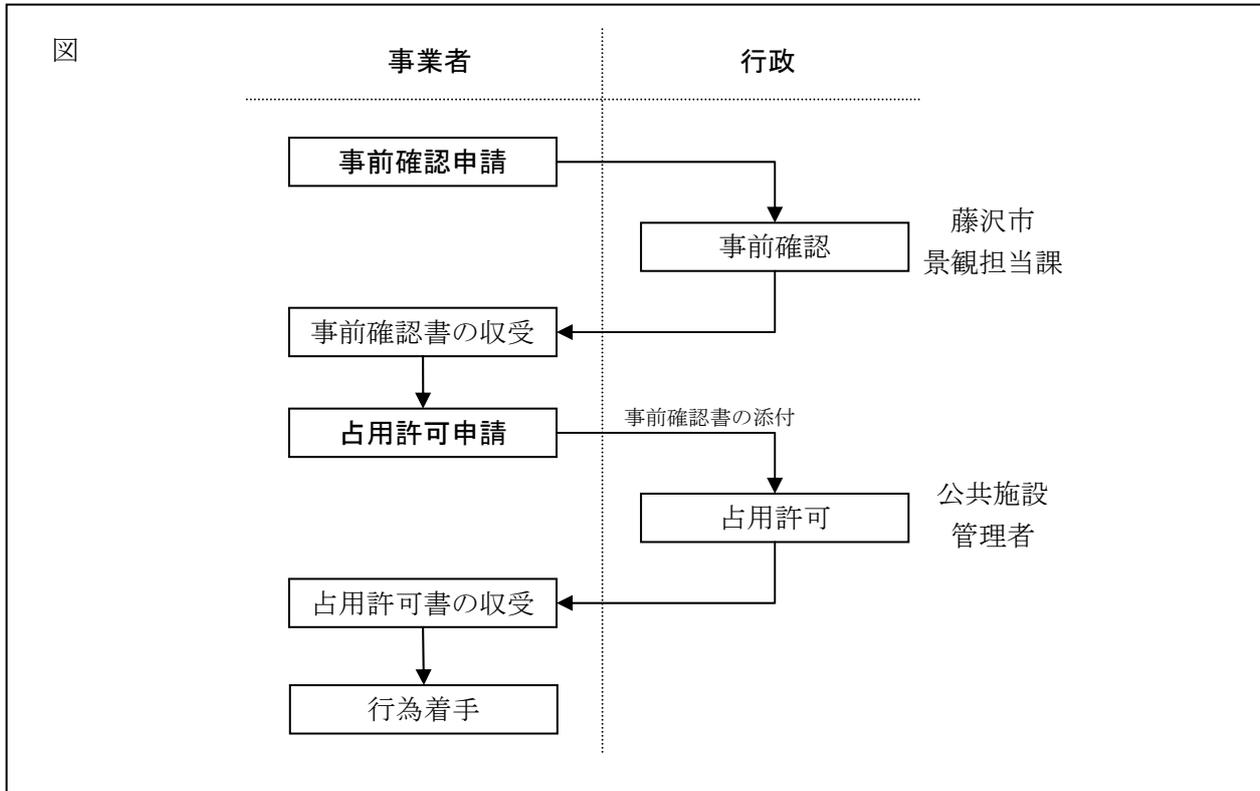
上記の公共施設の整備及び占用許可に当たっては、以降に示す公共施設別の「整備に関する事項」及び「占用許可基準等」の基準に適合することが必要です。

景観法第8条第2項第4号ロに基づく景観重要公共施設の整備に関する事項に関しては、各公共施設の種別又は公共施設の位置する区域に応じて、次に記載する各種ガイドライン等に準拠します。

- ・ 「道路デザイン指針（案）」 国土交通省
- ・ 「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」 国土交通省
- ・ 「海岸景観形成ガイドライン」 国土交通省
- ・ 「湘南なぎさデザインガイドライン」 神奈川県
- ・ 「なぎさ軸広域景観構想」 神奈川県

(5) 占用許可手続きの流れ

景観法第8条第2項第4号ハに基づく占有許可基準等が定められた景観重要公共施設の占有物件等については、占有許可等の基準に適合することが必要です。このため、公共施設の占有許可申請等を行うにあたっては、事前に市の確認を受けてください。



(6) 適用の除外及び別途協議するもの

景観重要公共施設の整備に関する事項及び占有許可基準等に関して、以下に該当するものについては適用除外とします。

- ・ 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- ・ 緊急上やむを得ないもの
- ・ 景観計画の施行時点で現に存し、そのまま継続して使用するもの
- ・ 地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のないもの
(ただし、地下道等で一般の人々が通行し、目に見えるものを除く。)
- ・ 仮設建築物又はイベント等で短期間に使用する建築物又は工作物

また、以降に掲げる公共施設にかかる基準のうち、次に該当するものについては公共施設管理者と市が調整を図り、その仕様及び色彩を決定するものとします。

- ・ 素材を着色しないで使用するもの
(自然石材、溶融亜鉛メッキ仕上げ、ステンレス、コンクリート等)
- ・ 交通安全上、施設管理上又は防災上、色彩による視認性の確保が必要となるもの
- ・ 景観計画の施行時点で現に存するものの交換または補修等
- ・ 周囲の景観と調和し、景観の向上に資すると認められるもの

3. 景観重要公共施設別の整備及び許可に関する事項

1. なぎさベルト

(1) 景観重要公共施設の指定理由

本市の海岸線は約5kmの長さがあり、史跡名勝江の島を始め、相模湾や富士山を望む雄大な景観を有しています。高規格に整備された国道134号、砂防林、湘南海岸公園、海岸、漁港は、湘南海岸沿線の良好な景観を特徴づけており、これらを維持保全していくため、景観重要公共施設の指定を行います。

<p>道路</p>		<p>施設名称 国道134号</p> <p>公共施設管理者 神奈川県</p> <p>指定区域 自転車歩行者専用道路を除く市内の区域</p> <p>基本的考え方 当該ゾーンは国道134号のなかでももっとも海を感じることができるエリアであり、「湘南」のイメージを最も具現化できる場所にあります。海との近接性を活かしながら、多くの人が長い歴史の中で憧れの地として語り継いできた「湘南」の高質感を損なうことのない景観の整備が求められます。</p>
<p>都市公園</p>		<p>施設名称 湘南海岸公園（県立湘南海岸公園、鶴沼海浜公園、県立辻堂海浜公園）</p> <p>公共施設管理者 神奈川県、藤沢市</p> <p>指定区域 神奈川県普通財産に該当する敷地を除く区域</p> <p>基本的考え方 当該ゾーンでは、広がりのある空間と四季折々の自然の変化を体感し、楽しむことができます。この豊かな緑と空の高さ、広がり、海風の道を大事にしながら、それらを損なうことのない景観の整備が求められます。</p>

<p style="text-align: center;">海 岸</p>		<p>施 設 名 称 藤沢海岸</p> <p>公共施設管理者 神奈川県</p> <p>指 定 区 域 藤沢海岸、湘南港海岸（湘南港臨港地区を除く）及び国道 134 号自転車歩行者専用道路</p> <p>基本的考え方 当該ゾーンは、日本を代表する海岸として、市民のみならず、多くの人々に親しまれています。夏の海水浴場としての海岸としてだけでなく、四季折々の風景が、世代を超えて人々の記憶に刻まれるためにも、歴史ある湘南の海にふさわしい景観の整備が求められます。</p>
<p style="text-align: center;">漁 港</p>		<p>施 設 名 称 片瀬漁港</p> <p>公共施設管理者 藤沢市</p> <p>指 定 区 域 漁港区域内（公園管理用地、河川管理用地及び民有地を除く）</p> <p>基本的考え方 当該ゾーンは漁港としての機能を大切にすると共に、開かれた漁港として湘南の恵みである風景や海の幸を享受するにふさわしい景観を維持することが大切です。</p>

(2) 整備に関する事項及び占用許可基準（景観法第8条第2項第4号）

① 国道134号・湘南海岸公園・藤沢海岸・片瀬漁港

国道134号沿線の方針

湘南の海とまちの賑わいが調和する都市景観の創出

- ・海辺の環境と歴史・文化を活かした、「五感を育む空間づくり」を目指すとともに、富士山、江の島、相模湾への眺望の保全に努め、国道134号沿線全体の一体性や連続性に配慮する。

国道134号	
整備に関する事項 （景観法第8条第2項第4号ロ）	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。 ・道路照明灯の色彩は、鵠沼橋から片瀬橋の間については5PB9/0.5程度、その他の部分は10YR8.5/0.5程度とする。 ・防護柵（橋梁部分を除く）は、透過性が高いものとし、色彩は10YR8.5/0.5程度とする。但し、部分的に用いる色彩についてはこの限りでない。 ・車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。 ・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色彩は10YR8.5/0.5程度とする。 ・歩道橋（手摺部分を除く）の色彩は、10YR8.5/0.5程度とする。 ・その他の工作物の色彩は色相R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。 ・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。 ・道路用地内の建築物の屋根及び外壁の基調色は、別表1及び別表2による。 ・植栽は遠景への眺望を阻害しないよう配慮する。 ・電線類地中化の維持・保全に努める。 ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮するよう、占用者に働きかける。又は地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。
占用許可基準 （道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none"> ・信号柱、標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色彩は10YR8.5/0.5程度とする。 ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器等の箱状工作物の色彩は、10YR 6/1程度とする。 ・その他の工作物の色彩は色相R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。

湘南海岸公園（県立湘南海岸公園、鵠沼海浜公園、県立辻堂海浜公園）	
<p>整備に関する事項 （景観法第8条第2項第4号ロ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・照明灯、防護柵、管理柵の色彩は、10YR 6/1 又は 10YR2/1 程度とする。 ・車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。 ・標識、公共サイン等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色彩は 10YR 6/1 又は 10YR2/1 とする。 ・その他の工作物の色彩は、色相 R,YR,Y 系は彩度 6、その他の色相は彩度 4 を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。但し、遊具、健康器具等、及び、交通公園又は辻堂ジャンププール内の施設についてはこの限りでない。 ・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。 ・建築物（県立辻堂海浜公園を除く）の屋根及び外壁の基調色は、別表 1 及び別表 2 による。 ・植栽は景観と眺望に配慮する。 ・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は 3 色程度におさめること。
<p>占用許可基準等 （都市公園法第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物は、色相 R,YR,Y 系は彩度 6、その他の色相は彩度 4 を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。 ・自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。 ・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は 3 色程度におさめること。

藤沢海岸	
整備に関する事項 (景観法第8条第2項第4号口)	<ul style="list-style-type: none"> ・車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。 ・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色彩は10YR 6/1 又は10YR8.5/0.5程度とする。 ・その他の工作物は、色相 R,YR,Y 系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用しない。 ・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。 ・光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は最小限にとどめる。 ・海浜植物、砂防林、砂浜等の保全に努め、周囲の自然環境との調和に配慮する。 ・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。
占用許可基準等 (海岸法第7条第1項、第8条第1項、第37条の4又は第37条の5、港湾法第37条第1項、道路法第32条第1項又は第3項)	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物は、色相 R,YR,Y 系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用しない。 ・自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。 ・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。

片瀬漁港	
整備に関する事項 (景観法第8条第2項第4号口)	<ul style="list-style-type: none"> ・防波堤の照明灯、防護柵の色彩はN 9程度とする。 ・その他の工作物は、色相 R,YR,Y 系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周囲の自然環境との調和に配慮したものとする。 ・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。 ・建築物の屋根及び外壁の基調色は、別表1及び別表2による。 ・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。
占用許可基準 (漁港漁場整備法第39条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物は、色相 R,YR,Y 系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周囲の自然環境との調和に配慮したものとする。 ・自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。 ・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。

2. 江の島

(1) 景観重要公共施設の指定理由

江の島は、海と緑の美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を持つ藤沢の代表的な地区であり、神奈川県史跡名勝に指定されています。この良好な景観を維持保全するために、平成2年に江の島全体を特別景観形成地区に指定し、江の島の自然環境やまち並みに調和した建築物や工作物の整備が行われています。また、東京オリンピックの開催に伴って整備された湘南港は、公共マリーナの草分け的存在であり、市民に開かれたマリーナを目指した施設整備がなされています。これらのことから良好な江の島の景観を維持保全していくため、景観重要公共施設の指定を行います。

港 湾		<p>施 設 名 称 湘南港</p> <p>公共施設管理者 神奈川県</p> <p>指 定 区 域 湘南港内の港湾施設（湘南港臨港道路、神奈川県普通財産に該当する敷地及び民有地を除く）</p> <p>基本的考え方 日本最大級の公共ヨットハーバーである湘南港は、災害時の緊急物資受入港や水上交通拠点としての位置づけの他、親水プロムナードや緑地等の整備により、一層市民に開かれたマリーナを目指しています。再整備にあたっては、緑化の推進や自然素材等を用いた景観の整備により、旧島部の自然景観や海辺のまち並み景観に馴染ませることが重要です。</p>
		<p>施 設 名 称 湘南港臨港道路</p> <p>公共施設管理者 神奈川県</p> <p>指 定 区 域 神奈川県立かながわ女性センター西側道路を除く区域</p> <p>基本的考え方 当該道路は国道134号や藤沢海岸の喧噪を離れ、江の島から相模湾を楽しむことができる玄関口になります。江の島の緑と海や空の青さ、ヨットの帆の白さを背景とした景観の整備が重要です。</p>

道 路		<p>施 設 名 称 県道305号(江ノ島)</p> <p>公共施設管理者 神奈川県</p> <p>指 定 区 域 全域</p> <p>基本的考え方 県道305号(江ノ島)は江島神社参道へと導かれる重要な道路です。千年以上も昔より聖なる場所として崇められ、江戸時代には町民の身近な観光地として親しまれてきた江の島の歴史を今に伝える風景に繋がる道になります。こうした歴史を次の世代に継承していくためにも、時の流れを分断することのない景観の整備が求められます。</p>
		<p>施 設 名 称 市道片瀬334号線、市道片瀬358号線</p> <p>公共施設管理者 藤沢市</p> <p>指 定 区 域 全域</p> <p>基本的考え方 市道片瀬358号線は江島神社参道からサムエル・コッキング苑、岩屋を繋ぐ主要な道路であり、市道片瀬334号線は漁師町としての面影を残す東町の主要な道路です。江の島の歴史を継承しつつ、観光地としての魅力ある景観の整備が求められます。</p>

(2) 整備に関する事項及び占用許可基準（景観法第8条第2項第4号）

① 湘南港・湘南港臨港道路

江の島（臨港地区）の方針

江の島の歴史とヨットハーバーが調和する景観の創出

- ・旧島部と港湾の景観の調和を図り、緑豊かで自然環境のあふれる海辺のまち並み景観の形成を目指すとともに、対岸や島内からの眺望に配慮する。

湘南港	
整備に関する事項 （景観法第8条第2項第4号ロ）	<ul style="list-style-type: none">・大規模な工作物は、湘南港臨港道路付近に極力設置しないこととし、海や江の島への眺望に配慮した配置に努める。・緑地の舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。・南防波護岸の照明灯、防護柵の色彩は、N9程度とする。但し、灯台周辺の防護柵は10YR7/0.5程度とする。・その他の工作物は色相 R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮した形態意匠とする。・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。・植栽は、周辺の自然環境との調和や眺望に配慮し、維持・保全に努める。・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。
占用許可基準等 （港湾法第37条第1項）	<ul style="list-style-type: none">・大規模な工作物は、湘南港臨港道路付近に極力設置しないこととし、海や江の島への眺望に配慮した配置に努める。・工作物は、色相 R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮した形態意匠とする。・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。

湘南港臨港道路	
<p>整備に関する事項 (景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。 ・道路照明灯、防護柵の色彩は、10YR2/1 程度とする。 なお、江の島大橋以北については 10YR8.5/0.5 程度とする。 ・車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。 ・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポール の色彩は 10YR2/1 程度とする。なお、江の島大橋以北については 10YR8.5/0.5 程度とする。 ・その他の工作物の色彩は、色相 R,YR,Y 系は彩度 6、その他の色相は 彩度 4 を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮した ものとする。 ・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナ ンスを考慮したものとする。 ・植栽は周囲のまち並みや自然環境との調和に配慮し、維持保全に努め る。 ・電線類地中化の維持・保全に努める。 ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮 するよう、占有者に働きかける。又は地上機器の周辺を、植栽による 遮蔽などで修景を図る。
<p>占用許可基準等 (港湾法第 37 条第 1 項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポール の色彩は 10YR2/1 程度とする。なお、江の島大橋以北については 10YR8.5/0.5 程度とする。 ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器等の箱状工作物の色彩は、 10YR2/1 程度とする。なお、江の島大橋以北については 10YR 6/1 程 度とする。 ・その他の工作物の色彩は色相 R,YR,Y 系は彩度 6、その他の色相は彩 度 4 を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したも のとする。

② 県道305号（江ノ島）・市道片瀬334号線・市道片瀬358号線

江の島（旧島部）の方針

江の島の歴史を継承する景観の創造

- ・江の島の自然やまち並みとの調和を図り、史跡名勝江の島にふさわしい景観づくりを目指すとともに、対岸や島内からの眺望に配慮する。

県道305号（江ノ島）	
整備に関する事項 （景観法第8条第2項第4号口）	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。弁天橋の舗装材は参道部分との調和を図る。 ・道路照明灯、防護柵の色彩は、10YR2/1程度とする。 ・車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。 ・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールは色彩は10YR2/1程度とする。 ・その他の工作物の色彩は、色相 R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。 ・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。 ・電線類地中化の維持・保全に努める。 ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮するよう、占有者に働きかける。又は地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。
占用許可基準 （道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none"> ・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールは色彩は10YR2/1程度とする。 ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器等の箱状工作物の色彩は、10YR2/1程度とする。 ・橋梁に添架する施設は、修景に努める。 ・その他の工作物の色彩は色相 R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。

市道片瀬334号線、市道片瀬358号線	
整備に関する事項 （景観法第8条第2項第4号口）	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。 ・道路照明灯、防護柵の色彩は、10YR2/1程度とする。 ・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。

別表1 屋根の色彩基準

彩度区分	明度区分	色調略号	明度範囲	各色相における彩度の範囲			
				R	YR	Y	R, YR, Y 以外
無彩色 ・ごく低彩度色	白・オフホワイト	W-1	9.0～10.0	0～1.0			0～0.5
	高明度	L-1	6.0～8.9	0～1.0			0～0.5
	中明度	M-1	3.0～5.9	0～1.0	0～2.0	0～1.0	0～0.5
	低明度	D-1	0～2.9	0～1.0	0～2.0	0～1.0	0～0.5
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0～10.0	1.1～2.0			0.6～1.0
	高明度	L-2	6.0～8.9	1.1～2.0	1.1～3.0	1.1～2.0	0.6～1.0
	中明度	M-2	3.0～5.9	1.1～2.0	2.1～3.0	1.1～2.0	0.6～1.0
	低明度	D-2	0～2.9	1.1～2.0	2.1～3.0	1.1～2.0	0.6～1.0
中彩度	白・オフホワイト	W-3	9.0～10.0	2.1～3.0			1.1～2.0
	高明度	L-3	6.0～8.9	2.1～3.0	1.1～5.0	2.1～3.0	1.1～2.0
	中明度	M-3	3.0～5.9	2.1～4.0	3.1～6.0	2.1～4.0	1.1～2.0
	低明度	D-3	0～2.9	2.1～4.0	3.1～6.0	2.1～4.0	1.1～2.0
高彩度	白・オフホワイト	W-4	9.0～10.0	3.1 以上	3.1 以上	3.1 以上	2.1 以上
	高明度	L-4	6.0～8.9	3.1 以上	5.1 以上	3.1 以上	2.1 以上
	中明度	M-4	3.0～5.9	4.1 以上	6.1 以上	4.1 以上	2.1 以上
	低明度	D-4	0～2.9	4.1 以上	6.1 以上	4.1 以上	2.1 以上

別表2 外壁の色彩基準

彩度区分	明度区分	色調略号	明度範囲	各色相における彩度の範囲			
				R	YR	Y	R, YR, Y 以外
無彩色 ・ごく低彩度色	白・オフホワイト	W-1	9.0～10.0	0～1.0			0～0.5
	高明度	L-1	6.0～8.9	0～1.0			0～0.5
	中明度	M-1	3.0～5.9	0～1.0	0～2.0	0～1.0	0～0.5
	低明度	D-1	0～2.9	0～1.0	0～2.0	0～1.0	0～0.5
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0～10.0	1.1～2.0			0.6～1.0
	高明度	L-2	6.0～8.9	1.1～2.0	1.1～3.0	1.1～2.0	0.6～1.0
	中明度	M-2	3.0～5.9	1.1～2.0	2.1～3.0	1.1～2.0	0.6～1.0
	低明度	D-2	0～2.9	1.1～2.0	2.1～3.0	1.1～2.0	0.6～1.0
中彩度	白・オフホワイト	W-3	9.0～10.0	2.1～3.0			1.1～2.0
	高明度	L-3	6.0～8.9	2.1～3.0	3.1～5.0	2.1～3.0	1.1～2.0
	中明度	M-3	3.0～5.9	2.1～4.0	3.1～6.0	2.1～4.0	1.1～2.0
	低明度	D-3	0～2.9	2.1～4.0	3.1～6.0	2.1～4.0	1.1～2.0
高彩度	白・オフホワイト	W-4	9.0～10.0	3.1 以上	3.1 以上	3.1 以上	2.1 以上
	高明度	L-4	6.0～8.9	3.1 以上	5.1 以上	3.1 以上	2.1 以上
	中明度	M-4	3.0～5.9	4.1 以上	6.1 以上	4.1 以上	2.1 以上
	低明度	D-4	0～2.9	4.1 以上	6.1 以上	4.1 以上	2.1 以上

の範囲は使用できません。